

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定にかかわらず、外国勤務手当を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。